

令和 5 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 12 月 1 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 5 年 12 月 1 日 (金) 10 時 00 分
散 会	令和 5 年 12 月 1 日 (金) 11 時 49 分
出席議員	<p>議長 田中 政浩 1 番 原田 邦男</p> <p>2 番 池松 和彦 3 番 原口 博文</p> <p>4 番 原田 宏 5 番 木村 和彦</p> <p>6 番 石橋 里美 7 番 柳 雅明</p> <p>8 番 山本 一洋 9 番 石丸 時次郎</p> <p>10 番 奥村 忠義 11 番 山本 久矢</p> <p>12 番 河内 直子 13 番 寺原 裕明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂田 康仁</p>

# 会 議 録

令和5年第4回定例会

[開会日]

令和5年12月1日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>12月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆さんと町民憲章の朗読を行いたいと思っております。今回も皆さんと一緒に声を出しての唱和とさせていただきます。</p> <p>私がつと申し上げますので、その後に本文の朗読ご唱和をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ご起立よろしく願いいたします。</p> <p>町民憲章。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>どうもご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>それでは、改めましておはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和5年第4回筑前町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、</p> <p>11番 山本久矢議員及び12番 河内直子議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月1日から11日までの11日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から12月11日までの11日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「諸般の報告」を行います。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>総務建設常任委員会委員長</p>
総務建設常任委員長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>総務建設常任委員会活動の中間報告を述べさせていただきます。</p> <p>総務建設常任委員会の活動テーマを「下水道事業の農業集落排水処理区の公共下水道事業への編入について」といたしました。</p> <p>本年6月議会で活動計画を発表いたしました。</p> <p>全国的に市町村の人口減少が進む中、筑前町は宅地開発などにより増加傾向にあります。その理由の一つとして、上下水道の整備がほぼ完了していることも一つと</p>

考えられます。

総務建設常任委員会は、今後さらなる人口増加に対応するために、汚水処理能力が限界に近づき老朽化が進んでいる農業集落排水処理区及び施設を、下水道事業への編入を進めるべきではないかと考え、調査を進めてまいりました。

上下水道課から町の汚水処理について、2か所の農業集落排水浄化センターの処理水量の現状及び、懸案となっている農業集落排水処理区の流域関連公共下水道への編入業務の現状及び、今後のスケジュール案についての説明を受けました。

研修視察については本町の上下水道課職員の方と共に、夜須処理区の汚水は一旦宝満川上流浄化センターポンプ場に送り、さらに最終処理を行う小郡市津古の宝満川浄化センターと単独公共下水道としての三輪中央浄化センター、農業集落排水処理区の上高場と栗田の浄化センターの4か所を視察いたしました。

編入スケジュール案が順調に具現化され、農業集落排水区の諸問題が解決していくよう支援することが、私たちの役目ではないかと考えるようになりました。

今後、これらの調査をまとめて、町長への提言書を作成する予定です。

また別に、委員活動の一環としての宮崎、鹿児島県への研修視察も行いました。

研修視察報告。

当町に計画されている食肉センターの進出で、町や地域にどのような影響が出てくるのかを見聞することに主目的を置き、同様な施設があります宮崎県児湯郡都農町にあります「ミヤチク」食肉処理施設、都農工場の視察を決定し、10月12日、13日に実施いたしました。

また、併せて、かつて特別攻撃の出撃基地として知覧と並び知られていました鹿児島県鹿屋市の鹿屋航空基地資料館、さらに、鹿屋市議会に平和教育として本町の大刀洗平和記念館への修学旅行の案内を、都城市ではリニューアルされた道の駅の視察も計画しました。

最初に、鹿児島県鹿屋市議会を表敬訪問し、同市議会の議長、花牟礼氏自らご挨拶いただき、鹿屋市の名所旧跡のご案内やこれからの市政展望などの説明を拝聴しながら、鹿屋市全体で総力を挙げてまちおこしに取り組まれている現状をうかがい知ることができました。

小、中学校の修学旅行の本庁への案内につきましては、学校教育課長と教育主事からの説明から、熊本県や長崎県が修学旅行の主な候補地とのことで、これからは福岡県にも平和教育の一環として本町の大刀洗平和記念館をぜひ候補地としていただくようご案内いたしました。

鹿屋航空基地資料館では、旧海軍創世期から第二次世界大戦、現在の海上自衛隊活動に至るまでの歴史と特別攻撃隊の多くの貴重な資料など、説明を聞くことができました。

翌日は、国道10号線沿いにあります「ミヤチク」食肉処理施設、都農工場を訪問しました。

本来では都農町議会を訪問し、食肉センターについてのお話をお伺いすることを考えていたのですが、同町の都合により、かないませんでした。

施設は令和元年にリニューアルされ、鉄筋コンクリート造3階建ての近代的な外観からは食肉処理施設であるとは想像できなく、一般的な工場のような建物でした。工場内の案内は、庶務課長の金丸氏から作業現場の映像を使って工場内の様々な部署の説明を受け、その後、実際に見学ルートで解体部門ごとの作業現場をガラス越しに見ることができました。作業は部門ごとにきちんと管理されており、製品に対する製造過程の作業が厳しく管理されていました。

ここで処理された牛と豚の食肉は、日本のみならず輸出製品としての認可を受け、

	<p>アメリカ、香港、台湾、シンガポールなど、様々な諸外国や都市に輸出されています。</p> <p>従業員数は、都農工場では215人中、約80%が地元の方で構成されていました。</p> <p>宮崎県都城市の「道の駅都城」は、令和5年4月にリニューアルオープンし、規模が拡大され、行政と民間がコラボした新しい形の道の駅でございました。</p> <p>非営利部門の都城市産業推進局の石川主査と、営利部門の株式会社「ココニクル都城」の部長、福留氏から説明を受けました。</p> <p>営利部門は民間資金投入で建築され、直売所、キッチンスタジオ、レストランなどを経営しており、さらに、道の駅も指定管理団体として「ココニクル都城」が管理しておりました。</p> <p>非営利部門は市の資金で、イベント広場、セミナー等ができる多目的室、キッズのための「木のゆうぐ広場」などが同じスペースに建築され、様々な工夫された先進的な道の駅の様相でございました。</p> <p>本町の道の駅みなみの里もリニューアルした場合、新しい形の道の駅ファーマーズマーケットへと変身するための参考になる経営形態をとっていると感じた視察となりました。</p> <p>以上、様々な視察や訪問により、今後の新たな思考の一助となるのではと感じる研修視察でございました。</p> <p>これで、総務建設常任委員会の中間報告及び活動報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>文教厚生常任委員会委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>文教厚生常任委員会から、3月から11月までの委員会活動の報告をいたします。</p> <p>今期の委員会では、テーマを「見て」「聴いて」「議論をして提言」とし、月1回の委員会を開催してまいりました。</p> <p>3月、4月の委員会では、テーマや年間の活動についての協議を行いました。</p> <p>5月には、学童保育の現状について担当者からの説明を受けながら勉強会を開催いたしました。</p> <p>6月には、委員会所管の課からの主要施策の説明を受けての学習会を行いました。また、地域からの中学校修学旅行の日程についての意見や要望が上がってまいりましたので、委員会として協議を行いながら教育委員会に要望書の提出を行ってまいりました。その後、要望に対しては、教育委員会として前向きな姿勢を示していただいたところでございます。</p> <p>8月には、委員会研修として学校法人立花高等学校を訪問し、校長先生の講話と施設の見学を行いました。立花高校の教育方針は「一人の子を粗末にすると、教育はその光を失う」ということであり、できないことを嘆くより、できていることを認め合おうという教育内容の講演に感銘を受けました。また、同日、教育委員の皆さんと意見交換を行いました。</p> <p>10月には、委員会視察研修として沖縄県庁にてヤングケアラー問題についての研修、沖縄市にて平和事業についての表敬訪問、糸数アブチラガマ体験学習、ひめゆり平和祈念資料館、佐喜真美術館などの平和学習を行ってまいりましたので、報告をいたします。</p> <p>まず最初に、沖縄市役所におきまして平和事業に対しての表敬訪問を行いました。</p> <p>沖縄市と筑前町との平和交流は平成28年に始まり、沖縄平和大使も今日までに67人を数え、筑前町の中学生ボランティアガイドも74人と大変多くの方が交流</p>

を重ねてきておられます。この事に対してのお礼と、この平和交流を通して若い世代が平和な社会実現に向けて取り組みを進めていくことが重要だと考え、今後も交流をさせていただきようをお願いをいたしました。

また、説明には市民部平和男女共同課から、次長、課長、担当者の方がおいでになり、温かい歓迎をいただきまして、意見交換ができました。皆さんが、本町の大刀洗平和記念館に行っていたようで、記念館についてのお褒めの言葉もいただき、何か親近感が湧き、うれしく思ったところでした。

次に、沖縄県福祉部青少年子ども家庭課において、ヤングケアラーの実情や取り組みについての研修を行いました。

ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、本人が担うような家族の介護、障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護などの世話、年下の兄弟の世話などをすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことを言います。

沖縄県では実態調査の結果発表を行い、先進的な取り組みが行われており、本年度からはヤングケアラーコーディネーターを設置するなど、早期発見と支援につながるよう、体制のさらなる強化が行われています。今後の課題など、いろいろと勉強してまいりました。

また、佐喜眞美術館、ひめゆり平和祈念資料館、糸数アブチラガマなどの見学を行いました。平和学習や体験学習をいたしましたので、ご報告申し上げます。

まず最初に、宜野湾市にある佐喜眞美術館を見学いたしました。この美術館は米軍普天間基地の返還地に開館をされた個人の美術館であり、ここに画家丸木夫妻による沖縄地上戦の惨劇を6年の歳月をかけて、現地の方々の証言をもとに描かれた沖縄戦図14部作品を見てまいりました。説明も、館長さん直々にしていただきました。繊細な描写による残酷な戦争の惨状を目のあたりにして、人々の苦しみや痛みを感じながら、戦争というものを簡単に考えるはいけないと考えさせられました。また、世界ではいろいろな戦争が起きておりますが、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さを訴えていかなければならないと強く感じました。

ひめゆり平和祈念資料館では、戦争の恐ろしさ、命の尊さ、平和の大切さを語り継ぐ施設であり、ひめゆり学徒隊が体験をした沖縄戦の実際を見てきました。ここでも説明を受けた学芸員さんから、「大刀洗平和記念館に行きましたよ。」と言われ、また、嬉しくなりました。

午後からは、糸数アブチラガマ視察に参りました。アブチラガマとは、アブとは深い縦の洞窟で、チラとは崖のことで、沖縄の方言で崖が縦に大きく落ち込んだところを言います。ガマとは、沖縄の方言で洞窟や窪みのことを言い、ほとんどが隆起サンゴ礁でできているそうです。

この糸数アブチラガマには、軍医、看護師、ひめゆり学徒が配属され、600名の負傷兵が運ばれた270メートルの自然洞窟でございました。そこで、私たちもこのガマに入り体験をさせていただきました。懐中電灯を片手にヘルメットを被り、手摺りを伝い、背を低くして、足元は滑るところもあり大変な状況のガマでございました。そして、全員が懐中電灯を消し、真っ暗な当時の状況をつくると物音一つしない静寂の中で「痛いよ、水をくれ」というような声が聞こえるようでございました。

今までにない体験をさせていただきました。

今後も沖縄の平和事業の実態に学び、議員、議会活動に生かしていきたいと思っております。

11月には関係団体との意見交換等について協議を行い、これからの学習、研修

	<p>を深めながら次の活動に繋げていきたいと思ひます。</p> <p>以上で文教厚生常任委員会からの報告を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、議会広報特別委員会の活動報告を求めます。</p> <p>議会広報特別委員会委員長</p>
議会広報特別 委員長	<p>おはようございます。</p> <p>議会広報特別委員会の活動報告をいたします。</p> <p>本年度の議会だより「うぐいす」は、68号から70号の3紙を発行いたしました。1人でも多くの方に議会を知ってもらうため、手にとり読みたくなる広報紙を目指し、表紙は全て住民の方を掲載いたしました。</p> <p>68号は元気で頑張っている子育て世代のご家族、69号は大刀洗平和記念館で開催された平和を願うピースキャンドルに祖父と一緒に参加されていた5歳の男の子、70号は夜須中学校の職場体験学習での5名の中学生を掲載したことにより、若い世代の方にも「うぐいす」を手にとりいただけたのではないのでしょうか。</p> <p>研修では、9月に全国町村議会広報研修会、11月に福岡県町村議会広報研修会に参加いたしました。特に福岡県での研修では、議会だより「うぐいす」69号を講師の長岡先生より、クリニックをしていただき、広報紙を初めて読む人もいるので、住民目線に立って情報を分かりやすく伝えることの必要性を学びました。研修で学んだ成果を次回71号以降の編集に活かしていけるよう、委員会一同取り組んでまいります。</p> <p>以上で議会広報特別委員会の活動報告を終わります。</p>
日程第4	
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>日程第4 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和5年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>早や、令和5年も師走を迎え、1年を振り返りながら、また、来年を見据えての12月定例会となりました。</p> <p>終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻とイスラエルとパレスチナの戦闘、さらに、気候変動の深刻化、新型コロナウイルス感染症の脅威など、地球規模の課題が本町においても物価高や豪雨災害、異常高温による生態系の変化として甚大な影響を与えてまいりました。</p> <p>今年もまさに激動の1年であろうとしております。</p> <p>筑前町もそういった厳しい社会情勢ではありましたが、町の将来を見据えた「とかいなか」のまちづくりを皆様と共有し、推進してまいりました。</p> <p>その柱となるのが、地方創生であります。地方創生とは、人口減少問題であります。全国の9割の市町村では人口が減少しております。そういった中で、筑前町は僅かではありますが増加しております。この1年間で200名ほど増加し、昨日、11月末の速報値では3万438人となりました。少子高齢社会が進行する中で、いかに人が元気になって定住人口を維持できるのかということが重要な政策課題であります。</p> <p>この中で、まちの元気づくりとして、ど〜んとかがし祭りをコロナ禍以前のように前夜祭、本祭として開催いたしました。今や恒例となった、藁かがしの制作や協</p>

賛・寄附もいただき打ち上げた大輪の花火、賑いを取り戻した本祭に町内外から多くの人たちが訪れました。

また、大刀洗平和記念館では、開館からの入館者数150万人を突破しました。さらに、開館15周年記念として実物大模型の震電の企画展を開催しており、この震電が撮影に使用された映画「ゴジラ・1.0」の人気と相まって、来館者も増加しております。

このようなまちの魅力を「ふるさとWish」などをはじめとして、マスコミ等を通じて発信いたしました。

また、道の駅みなみの里は年間100万人から来場いただき、売り上げも8億円を突破いたしました。何よりも嬉しいことは、筑前町の全ての行政区から出荷をいただいていることです。

今年度も高速光回線の整備、オンデマンドバスの実証運行、主要地方道久留米筑紫野線の4車線化、篠隈、久光の通学道やバス停の整備、ドローン等の導入によるスマート農業の推進、子育て支援の一環として学童保育所の充実も図ってまいりました。

また、農業の町ならではの取り組みとして、育ち盛りの子どもたちへのお米の配布、卒業する子どもたちへのいちご配布を行います。

こういったことにより、住んでよかった筑前町を推進してまいります。

特に今年は1月に町議会議員選挙が行われ、新体制度での議会運営がスタートいたしました。住民、議会、行政の共同作業でまちづくりが前進し、未来へつなぐ一年であり続けていると思います。

それでは、本日提案します議案等14件の提案理由の説明を申し上げます。

承認第10号、専決処分を報告し承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した、夜須中学校北側校舎外壁改修工事に係る変更契約の締結について報告し、承認を求めるものです。内容としましては、当該工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため9月29日付で専決処分したものです。

承認第11号、専決処分を報告し承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について報告し、承認を求めるものです。内容としましては、住民票及び印鑑証明をコンビニエンスストアで交付するための一般会計予算を増額補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため補正額6万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ141億8,090万2,000円とする予算を10月13日付で専決処分したものです。

議案第44号、久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議につきましては、令和5年3月31日をもって久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退したことに伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第45号、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第46号、筑前町特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一



部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第47号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第48号、筑前町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定のない独自利用事務について、マイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報を照会、提供するために、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第49号、筑前町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政手続きにおける従来の押印主義の見直しを図るため、押印を規定している条例を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第50号、筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第51号、筑前町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第52号、筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年7月豪雨により発生した甚大な災害における関係受益者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第53号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第10号）につきましては、補正額2億548万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ143億8,639万円とするものです。増額補正する主なものとしましては、障害者自立支援給付費事業3,755万円、こども医療費支給事業3,276万円、園芸の生産振興事務2,786万円、8月大雨による焼ノ峠古墳の復旧のため社会教育施設災害復旧事業1,780万円などを追加するものです。

議案第54号、令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額1億6,000万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ34億2,396万2,000円とするものです。

議案第55号、令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ93万2,000円を増額し、補正後の収益的収入支出の予定額を13億3,959万1,000円とし、資本的収入及び資本的支出の予定額をそれぞれ50万円を増額し、補正後の資本的収入の予定額を5億2,965万2,000円、資本的支出の予定額を8億7,595万3,000円とするものです。

以上が、本日提案します議案等の提案理由です。

慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきまして

	<p>もよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、開会にあたりましての挨拶、議案等の提案理由の説明を行わせていただきました。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（夜須中学校北側校舎外壁改修工事に係る変更契約の締結）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>おはようございます。</p> <p>承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>3ページのほうをよろしくお願いいたします。</p> <p>令和5年専決第12号、専決処分書。</p> <p>令和5年第26号議案をもって議決された工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年9月29日、町長名でございます。</p> <p>1. 工 事 名 夜須中学校北側校舎外壁改修工事</p> <p>2. 請負契約額 変更前8,173万円（内消費税額743万円） 変更後8,230万4,200円（内消費税額748万2,200円）</p> <p>参考でございます。</p> <p>1. 工事箇所 筑前町東小田地内でございます。</p> <p>2. 工 期 令和5年5月2日から令和5年10月10日まででございます。</p> <p>3. 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番44号 株式会社ヒミコ建設 代表取締役 池田 静夫でございます。</p> <p>4. 変更の概要 次のとおりでございます。</p> <p>工種変更前、変更後の順に報告をいたします。</p> <p>ひび割れ補修（エポキシ樹脂注入）、156メートルを0メートル</p> <p>ひび割れ補修（Uカットシール工法）、36メートルを244メートル</p> <p>モルタル浮き補修（エポキシモルタルを充填）1.0平方メートルを10.1平方メートル</p> <p>換気キャップ取替を変更後に24箇所</p> <p>排水管塗替え、294.6メートルでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	議案書の3ページの変更の概要で2点お尋ねします。

	ひび割れ補修が50メートル以上伸びた理由と、新たに換気キャップ取り替えと排水管塗り替えが増えた理由をお尋ねします。
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>ひび割れ補修につきましては三輪小学校の外壁のときにもご説明いたしましたけれども、設計段階で基本的には目視、1回の目視で、夜須中学校は4階ありますのでそれを基に設計をしておりますので、実際に工事に入った場合にそれを修正する必要がございます。それに伴いまして、この補正ということになっております。</p> <p>今回、この換気キャップと排水管塗り替えでございますけれども、換気キャップについては、設計の段階で取り替えるという予定がございませんでした。ただし、実際に工事の現場に入ったときに、これは取り替えたほうがよかろうということ、それから、排水管塗り替えも同じように設計段階では塗り替えの予定はございませんでしたけれども、実際にその現場に入ったときに塗り替えたほうが効果的だということでこれをさせていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ほかに質問ございませんか。 (質疑なし)
議長	<p>質問ないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（夜須中学校北側校舎外壁改修工事に関わる変更契約の締結）」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第10号は承認することに決定をいたしました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第11号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度筑前町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の紙の4ページ、タブレットの5ページをお開きください。</p> <p>承認第11号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提出の理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>紙の5ページ、タブレットの6ページをお願いします。</p> <p>令和5年専決第13号、専決処分書。</p> <p>令和5年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年10月13日に専決処分したものです。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算（第9号）、紙の1ページ、タブレットの3ペ</p>

	<p>ージをお開きください。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億8,090万2,000円とするものです。</p> <p>第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。</p> <p>紙の4ページ、タブレットの6ページをお願いします。</p> <p>第2表、債務負担行為補正につきましては、追加する事項、コンビニ交付サービス導入事業。期間、令和5年度から令和6年度まで。限度額、1,237万8,000円とするものです。</p> <p>今回の補正はDX推進施策の一環として住民票及び印鑑証明をコンビニエンスストアで交付するための予算を増額補正し、債務負担行為を追加補正するものです。</p> <p>事項別明細書により歳出から説明します。</p> <p>紙の8ページ、タブレットの10ページです。</p> <p>2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額65万2,000円、11節役務費3,000円はコンビニ交付システム確認試験証明書発行手数料、12節委託料64万9,000円はネットワーク変更作業委託料です。</p> <p>次に、歳入です。</p> <p>紙の7ページ、タブレットの9ページをお願いします。</p> <p>20款2項1目1節財政調整基金繰入金65万2,000円の増額です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第11号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度筑前町一般会計補正予算（第9号）」を採決いたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の方、挙手願ひます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第11号は承認することに決定をいたしました。</p>
日程第7～ 日程第18	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第7から日程第18までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第7 議案第44号から日程第18 議案第55号までは、議案のみ説明を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。          それでは、順次議案の説明を求めます。          環境防災課長</p>
環境防災課長	<p>議案書、紙の6ページ、タブレット7ページをご覧ください。          議案第44号「久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について」          標記の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。          本日付、町長名でございます。          提案理由につきましては事前の町長説明のとおりのため、省略させていただきます。          議案書、紙の7ページ、タブレットの8ページをお開き願います。          久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議書です。          久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、次のとおり定める。          1、基金 甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金の久留米市持分相当額を処分し、久留米市に帰属させるものとする。          2、その他の財産、基金を除く甘木・朝倉・三井環境施設組合の財産は、全て同組合に帰属させるものとする。          以下、構成市町村長名でございます。          以上で説明終わります。          よろしく願います。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第45号から第49号までの5つの議案の説明を続けてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。          議案第45号について、紙の議案書8ページ、タブレット9ページをお願いいたします。          議案第45号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」          標記の条例を別紙のとおり提出する。          本日付、町長名でございます。          提案理由は町長説明のとおりですので、省略をいたします。          紙の議案書9ページ、タブレット10ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。          令和5年8月7日に人事院は民間の給与実態等を反映し、その中でも特に月例給については民間における大幅な賃上げを反映して、過去5年間の平均と比べて約10倍のベースアップとなる内容等での勧告を行いました。          政府は人事院勧告制度を尊重し、国政全般との関連を考慮しつつ検討を行った結果、10月20日の閣議において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については人事院勧告どおり改定を行うものとして、今年度の公務員の給与改定の方針を閣議決定し、11月14日衆議院本会議可決、17日参議院本会議で可決成立をしているものでございます。このことを受けまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、改正条例第1条として現行条例第6条に規定しております期末手当の支給割合に0.10月分引き上げるため、100分の165から100分の175に改正するものでございます。          改正条例第2条につきましては、第1条で引き上げました支給割合を、令和6年</p>

4月1日以降につきましては6月と12月の支給期日で均等に配分するため、100分の175から100分の170に改正するものでございます。

附則としまして、第1項でこの条例の施行日は公布の日としておりますけども、改正条例第2条の規定につきましては令和6年4月1日から施行するものとしております。また、第2項に第1条の改正後の条例適用期日、第3項に期末手当の内払い規定を定めております。

以上で議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号についてご説明申し上げます。

紙の議案書11ページ、タブレット12ページをお願いいたします。

議案第46号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由は町長説明のとおりですので、省略をさせていただきます。

紙の議案書12ページ、タブレットは13ページになります。新旧対照表となっております。

改正内容は先ほど筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容と同様であり、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして改正条例第1条として、現行条例第4条に規定しております期末手当の支給割合に0.10月分引き上げするため、100分の165から100分の175に改正するものです。

改正条例第2条につきましては、第1条で引き上げしようとしています支給割合を令和6年4月1日からの施行とすることから、0.10月の引き上げ分を6月と12月の支給期日で均等に配分することとなりますので、100分の175から100分の170に改正するものでございます。

附則につきましても、先ほどご説明いたしました条例の一部改正と同様な取り扱いとなっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第47号についてご説明申し上げます。

紙の議案書13ページ、タブレット14ページでございます。

議案第47号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由は町長説明のとおりですので、省略をさせていただきます。

紙の議案書14ページから15ページ、タブレットは15ページから16ページに新旧対照表となっております。紙の14ページ、タブレット15ページをお願いいたします。

第1条の改正理由につきましては、先ほどご説明いたしました2つの条例の内容と同様でありまして、人事院勧告に伴う給与改定によるもので、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部が改正されることに伴いまして改正条例第1条として、現行条例第23条第2項に規定しております期末手当の支給割合に0.05月分引き上げするものですが、6月期は支給済みであることから、一般職は100分の120、管理職員にあつては100分の100は変わらず、これから支給を予定しております12月期を一般職は100分の120から100分の125に、管理職員は100分の100から100分の105に改正するものでございます。

また、第3項に規定しています定年前再任用短時間勤務職員につきましては、規定しています支給割合に0.025月分引き上げるものですが、6月期は先ほどと同じく支給済みであることから100分の67.5、管理職員にあっては100分の57.5は変わらず、これから支給予定しております12月期を100分の67.5から100分の70に、管理職員につきましては100分の57.5から100分の60に改正するものでございます。

次に、紙の15ページ、タブレットは16ページをお願いいたします。

現行条例第26条第2項第1号に規定しております勤勉手当の支給割合に0.05月分引き上げるものでございますが、先ほどと同じく6月期は支給済みであることから、一般職は100分の100、管理職員にあっては100分の120は変わらず、これから支給を予定しています12月期を一般職は100分の100から100分の105に、管理職員につきましては100分の120から100分の125に改正するものでございます。

また、第2号に規定しています定年前再任用短時間勤務職員につきましては、規定しています支給割合に0.025月分引き上げるものですが、6月期は支給済みであることから100分の47.5、管理職員にあっては100分の57.5は変わらず、これから支給予定としております12月期を100分の47.5から100分の50に、管理職員につきましては100分の57.5から100分の60に改正するものでございます。

紙の15ページ、タブレット16ページからの別表第1につきましては、今回の人事院勧告での月例給につきまして、官民給与の較差を踏まえ、昇任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ棒給の引き上げ勧告がなされており、紙では24ページまで、タブレットは25ページまでにわたって、旧給料表の改正を行うものでございます。

紙の25ページ、タブレットは26ページをお願いいたします。

改正条例第2条につきましては令和6年4月1日からの施行とすることから、0.10月分の引き上げ分を6月と12月の支給期日で均等に配分することとなるために改正するものでございます。

現行条例第23条第2項に規定しております期末手当の支給割合に0.05月分引き上げるもので、一般職は100分の122.5に、管理職員は100分の102.5に改正するものです。

また、第3項に規定しています、定年前再任用短時間勤務職員におきましても、規定しています支給割合に0.025月分引き上げるもので、100分の68.75に、管理職員は100分の58.75に改正するものでございます。

紙の26ページ、タブレットの27ページにわたりますけども、現行条例第26条第2項第1号に規定しています勤勉手当の支給割合に0.05月分引き上げるもので、一般職は100分の102.5に、管理職員につきましては100分の122.5に改正するものです。

また、第2号に規定しています定年前再任用短時間勤務職員につきましても、規定しています支給割合に0.025月分引き上げるもので、100分の48.75に、管理職員につきましては100分の58.75に改正するものです。

附則としまして、第1項にこの条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定につきましては令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

また、第2項に第1条の改正後の条例適用期日を令和5年4月1日からの適用とし、第3項に給与条例の規定による内払い規定、第4項に規則への委任を定めております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

続きまして、議案第48号をご説明申し上げます。

紙の議案書は27ページ、タブレットは28ページをお願いいたします。

議案第48号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由は町長説明のとおりですので、省略をいたします。

マイナンバーの利用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降を番号法と略称をしてご説明申し上げますが、この番号法により運用しており、番号法第9条第2項の規定により社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の事務であって各地方公共団体が条例で定める場合は、これについてもマイナンバーを利用することができるとなっております。

このような事務を独自利用事務といいます。

本庁につきましては、番号法で定められた法定事務につきましては情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会、提供可能となる情報連携は可能となっておりますが、本町が現行条例で定めております子ども医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、重度障害者医療費の支給に関する事務などの独自利用事務につきましては、その情報連携についての定めがないことから、現在、情報提供ネットワークシステムを使用できない状況でございます。

このことから、番号法第19条第8号、第9号及び第11号によりまして、本町の独自利用事務も情報連携の対象事務として定め、国の個人情報保護委員会に届け出を行うことで、情報提供ネットワークシステムを通じてほかの地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会、提供が可能となるよう今回改正するものでございます。

この改正によりまして、対象事務で必要となる申請手続きを行います住民の皆様のお申し込みは、提出する添付書類の省略による負担軽減、事務担当職員の事務効率化にも図られますので、この改正を行うものでございます。

併せて、同じ地方公共団体等であっても、町長部局と教育委員会のように執行機関が異なる間での該当事務についての情報連携も可能となるよう今回改正するものでございます。

紙の議案書28ページ、タブレットは29ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。

第1条は、先ほどご説明いたしました独自利用事務と情報連携に必要な規定を追加しております。

第2条及び第4条につきましては、番号法の一部改正に伴う用語の追加と適切な条文に改正をしているものです。また、第4条につきましては、独自利用事務を行うために必要な限度で特定個人番号を利用できることを定めており、情報提供ネットワークシステムを通じて、ほかの地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会、提供が可能となる情報連携について改正しようとするものでございます。

紙の29ページ、タブレットは30ページをお願いいたします。

第4条に係る別表第1につきましては、独自利用事務の教育委員会の事務について事務要領から規則に改正されたことに伴う、今回、条文の改正を行うものでございます。



また、現行条例の5、教育委員会にあります筑前町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱につきましては廃止されておりますので、別表第1から削除しております。

紙の30ページから33ページ、タブレットにつきましては31ページから34ページの別表第2につきましては、今回の改正によりまして、子ども医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、重度障害者医療費の支給に関する事務を、個人番号の独自利用事務としては現行条例で定めておりますけれども、情報提供ネットワークシステムを通じての情報連携が可能となることについて追加規定しているものでございます。

一つ戻りまして、紙の29ページ、タブレット30ページにあります第5条につきましては、町長部局と教育委員会の間での該当利用事務についての情報連携が可能となるよう追加規定するものでございます。

第2項につきましては、ほかの条例、規則その他の規定により、特定個人情報が利用可能なときは当該書面の提出があったものとみなすことを定めているものでございます。

このことを具体的に定めておりますのが紙の33ページ、タブレットは34ページになります別表第3に位置づけているところでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するもので、第2条第5号及び第6号並びに第4条の改正規定につきましては、番号法の一部改正の施行日から施行するものでございます。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携につきましては、今回の条例改正議決後、国の個人情報保護委員会へ届け出を行いまして、承認された後に町では運用可能となるものでございます。

以上で議案第48号についての説明を終わります。

続きまして、総務課からは最後になりますが、議案第49号についてご説明申し上げます。

紙の議案書は35ページ、タブレットは36ページになります。

議案第49号「筑前町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由は町長説明のとおりですので、省略をさせていただきます。

令和3年9月に施行されましたデジタル改革関連法の推進による行政デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、国においては法令の改正を中心に書面規制、押印手続き、対面規制の見直しの実施がなされております。

本町におきましても、今年度、行政手続きにおける住民の負担軽減、利便性の向上から住民や事業者等からの町に、機関に提出される申請書など、各種書類にございます押印欄及び署名があるものにつきまして、その必要性を改めて点検をし、見直しを行いました。

その結果、条例につきましては今回ご提案をいたします、紙の36ページ、タブレット37ページにあります筑前町職員のサービスの宣誓に関する条例、紙の37ページから38ページ、タブレット38ページから39ページの筑前町固定資産評価審査委員会条例、紙の39ページ、タブレット40ページ、筑前町火入れに関する条例、紙の40ページから41ページ、タブレットは41ページから42ページの筑前町林道維持管理条例、紙の42ページ、タブレット43ページの筑前町公民館支館利用条例のこの5つの条例につきまして、条文または様式から今回、押印を削除するものでございます。

	<p>5つの条例をまとめて今回、押印規定について改正しようとするものでございます。</p> <p>また、紙の40ページから41ページ、タブレット41ページから42ページの筑前町林道維持管理条例につきましては、今回の押印見直しとともに現行の事務手続きに合わせまして適切な条文等に併せて改正しようとするものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>失礼します。</p> <p>議案第50号と議案第51号について、続けて説明をいたします。</p> <p>議案第50号について、紙の43ページ、タブレットの44ページをお開きください。</p> <p>「筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由につきましては町長説明のとおりでございます。  次のページをお願いいたします。  筑前町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。  改正案につきましては、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する必要があります。改正後の第72条につきましては、市町村は条例に定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとなっております。筑前町子ども・子育て会議がこれにあたるものです。</p> <p>附則として、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>続きまして、議案第51号につきましては、紙の45ページ、タブレットの46ページをお開きください。</p> <p>「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。  次のページをお願いいたします。  筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>これは、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴うものであり、一つ目に、懲戒権に関する規定の改正に伴う条例の一部改正につきましては、民法の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法による懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>二つ目に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う条例の一部改正について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたこと等を受けて所要の改正を行うもので、国が定める基準に従い、これに合わせるものです。</p> <p>三つ目に、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う条例の一部改正について、関係省庁から、子ども家庭庁に所管事務が移管さ</p>

	<p>れることに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、現在は厚生労働省等の所管となっている事務が内閣府に移管されることを受けて所要の改正を行うものです。</p> <p>附則として、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>議案書、紙の60ページ、タブレットの61ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第52号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。</p> <p>次に、議案書、紙の61ページ、タブレットの62ページをお願ひいたします。</p> <p>改正案につきましては、令和5年7月豪雨により発生した災害が国の激甚災害の指定を受けましたので、同条例附則第16項に令和5年7月豪雨による災害復旧事業に係る受益者負担率の特例を追加し、農林水産業施設災害復旧事業の町単独事業においても受益者の負担軽減を図るものがございます。受益者負担率につきましては、農地は40%から10%に、施設は30%から10%に変更し、町が90%を負担するものです。</p> <p>附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の筑前町分担金徴収条例附則第16項の規定は令和5年7月7日から適用するものがございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書、紙の62ページ、タブレットの63ページをお開きください。</p> <p>議案第53号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第10号）について」令和5年度筑前町一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算（第10号）、紙の1ページ、タブレット3ページをお開きください。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億548万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億8,639万円とするものです。</p> <p>第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。</p> <p>紙5ページ、タブレット7ページをお願ひします。</p> <p>第2表、債務負担行為補正につきましては、追加する事項としまして、マイクロバス運行委託事業、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額2,613万6,000円。</p> <p>合併20周年記念事業、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額1,200万円。</p> <p>マイナンバーカードローマ字表記対応事業（ゼロ債務）、期間、令和6年度、限度額1,214万7,000円。</p> <p>氏名の読み仮名の法制化対応事業（ゼロ債務）、期間、令和6年度、限度額907万5,000円。</p> <p>山隈バス停設置事業（ゼロ債務）、期間、令和6年度、限度額334万4,000円。</p>

各小中学校の定期清掃委託事業、期間、令和6年度から令和10年度まで、限度額は三並小399万1,000円、中牟田小730万2,000円、東小田小765万9,000円、三輪小780万7,000円、夜須中836万2,000円、三輪中650万5,000円です。

次に、事項別明細書により歳出から説明をいたします。

紙10ページ、タブレット12ページをお願いします。

説明にあたっては、本年度の人事異動に伴う人件費の補正及び燃料費高騰に伴う各施設の光熱水費の増額補正、並びに過年度補助金等返還金につきましては、それぞれの説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費、12節委託料40万円の増は、合併20周年記念映像撮影・編集等委託料です。

1項13目多目的運動広場整備等基金費補正額133万3,000円は、国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定に伴うものです。

1項19目企画費、18節負担金補助及び交付金40万2,000円の減は、朝倉広域連携プロジェクト推進会議の解散に伴う負担金の減によるものです。

紙11ページ、タブレット13ページです。

1項26目交通安全対策費補正額1,000万円は、通学路を中心としたカーブミラーや区画線を追加更新するものです。

1項29目公共交通活性化対策事業費補正額97万9,000円は、オンデマンドバス「チョイソコちくちゃん」の回数券印刷費です。

1項37目観光振興基金費補正額299万円は、宿泊税交付金を基金に積み立てるものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料104万5,000円の増は、戸籍システムの改修委託料です。

紙12ページ、タブレット14ページです。

3款1項6目障害者福祉費、12節委託料33万円の増は、報酬改定に伴うシステム改修委託料。19節扶助費3,551万8,000円の増は、自立支援給付費と補装具給付費の決算見込み増によるもので、国2分の1、県4分の1の負担です。

3款2項1目児童福祉総務費、12節委託料23万円の増は、中牟田小学童の加配職員の増によるものです。

2項2目児童措置費補正額299万3,000円は、一時預かりや延長保育事業に係る特別保育事業等補助金が290万円、国、県3分の1の負担、保育所等に対するICT化推進等事業補助金が9万3,000円、県4分の3の負担です。

2項4目子ども医療対策費補正額3,276万7,000円は、子ども医療費3,221万7,000円の増と、それに伴う審査支払手数料55万円の増、県2分の1の負担です。

紙13ページ、タブレット15ページです。

4款1項2目母子衛生費、18節負担金補助及び交付金370万円の増は、出産子育て応援交付金事業の申請増によるものです。国3分の2、県6分の1の負担です。

5款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金2,786万9,000円の増は、園芸の生産振興事務3件に対する増です。財源は全額県からの補助金です。

紙の14ページ、タブレットの16ページです。

5款1項4目畜産費補正額710万1,000円は、飼料高騰による畜産農家経営対策補助金です。

6款1項3目観光振興費補正額60万3,000円は砥上岳登山道案内板更新の

	<p>ための工事費です。</p> <p>7款3項1目河川総務費補正額4万円は、県河川協会会費の増によるものです。</p> <p>7款4項1目都市計画総務費、18節負担金補助及び交付金93万2,000円の増は、三輪中央浄化センターへの落雷による設備等取替工事に対する保険金相当額の負担金、23節投資及び出資金50万円の増は、下水道事業会計の人件費不足相当額を出資するものです。</p> <p>紙15ページ、タブレット17ページです。</p> <p>9款6項夜須中学校費、2目教育振興費補正額56万円は、対外試合等バス利用の増加及び料金改定に伴う増です。</p> <p>7項三輪中学校費、1目学校管理費補正額424万7,000円は、柔道場の畳を更新するものです。2目教育振興費補正額59万9,000円は、夜須中と同様、対外試合等バス利用の増加及び料金改定に伴う増です。</p> <p>9款9項1目文化財保護総務費補正額59万4,000円は、文化財事務所横のブロック塀の撤去工事費です。</p> <p>紙16ページ、タブレット18ページです。</p> <p>10款4項2目社会教育施設災害復旧費補正額1,780万4,000円は、8月大雨による焼ノ峠古墳法面の災害復旧工事費です。</p> <p>続きまして、歳入の説明をいたします。</p> <p>紙8ページ、タブレット10ページをお願いします。</p> <p>10款国有提供施設等所在市町村助成交付金補正額133万3,000円は、本年度交付額確定によるもの。</p> <p>16款1項3目5節心身障害者保護費負担金1,831万3,000円は、障害者医療費及び自立支援給付費に対する国庫負担金です。</p> <p>16款2項3目民生費国庫補助金補正額350万8,000円は、子ども・子育て支援交付金及び出産・子育て応援交付金に対する国庫補助金。</p> <p>2項4目衛生費国庫補助金補正額30万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種確保事業費に対する国庫補助金。</p> <p>2項9目教育費国庫補助金補正額1,246万円は、焼ノ峠古墳災害復旧工事に対する国庫補助。</p> <p>17款1項3目5節心身障害者保護費負担金915万6,000円は、障害者医療費及び自立支援給付費に対する県負担金。</p> <p>17款2項3目民生費県補助金補正額1,719万円は、子ども医療費支給事業及び特別保育事業補助金事務等に対する県補助金です。</p> <p>紙9ページ、タブレット11ページです。</p> <p>2項5目農林水産業費県補助金補正額2,786万9,000円は、活力ある高収益型園芸産地育成事業、堆肥利用拡大によるワンヘルズ推進事業、被災園芸産地改植等支援事業に対する県補助金です。</p> <p>2項9目教育費県補助金補正額222万円は、焼ノ峠古墳災害復旧工事に対する県補助金です。</p> <p>20款2項1目1節財政調整基金繰入金1億652万6,000円は、一般財源調整によるもの。</p> <p>4節公共施設等整備基金繰入金424万7,000円は、三輪中柔道場畳更新に充当するもの。</p> <p>16節観光振興基金繰入金142万8,000円は、砥上岳登山道案内板更新事業に財源を振り替えるものです。</p> <p>22款5項2目雑入補正額93万円は、三輪中央浄化センターへの落雷による設</p>
--	---

	<p>備取替工事に対する保険金です。          以上で説明を終わります。          よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>それでは、紙議案書63ページ、タブレット64ページをお願ひいたします。          議案第54号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」          令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。          本日付、町長名でございます。          提案理由については、町長説明のとおりです。          別冊の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願ひいたします。          紙予算書1ページ、タブレット2ページをお願ひいたします。          令和5年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。          第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,396万2,000円とするものです。          事項別明細書で説明いたします。          紙予算書7ページ、タブレット8ページをお願ひいたします。          まず、歳出からご説明いたします。          2款1項1目一般被保険者療養給付費1億1,000万円の増額補正です。昨年の令和4年度の同時期と比較し、毎月の医療費が入院、外来とも増加傾向にあり予算不足が生じることが見込まれるため、増額補正を行うものです。          2款2項1目一般被保険者高額療養費5,000万円の増額補正は、先ほどの療養給付費同様、医療費の増加傾向により予算不足が生じることが見込まれるため、増額補正を行うものです。          次に紙予算書6ページ、タブレット7ページ目、歳入のご説明をいたします。          6款1項保険給付費等交付金1億6,000万円の増額補正は、先ほど歳出で説明いたしました療養給付費等の増額に伴い、交付金が増額となるものです。          以上で、今議会において補正予算をお願ひします特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。          よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>紙の議案書64ページ、タブレットは65ページをお願ひいたします。          議案第55号「令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」          令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。          本日付、町長名でございます。          それでは、別冊の令和5年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）をご用意いただきたいと思ひます。          紙は1ページ、タブレットは4ページをお開きいただきたいと思ひます。          第1条、令和5年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。          第2条、令和5年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。          まず、収入でございます。</p>

第1款第2項営業外収益を93万2,000円増額補正し、総額13億3,959万1,000円とするものでございます。

次に、支出です。

第1款第1項営業費用を同額の93万2,000円増額補正し、総額を収入総額と同額の13億3,959万1,000円とするものでございます。

2ページ、紙は2ページをご覧いただきたいと思います。タブレットは5ページになります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,630万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億4,630万1,000円で補填するものでございます。

まず、収入です。

第1款第2項出資金を50万円増額補正し、総額5億2,965万2,000円とするものでございます。

続きまして、支出です。

第1款第1項建設改良費を同額の50万増額し、総額を8億7,595万3,000円とするものでございます。

紙は3ページ、タブレットは6ページをお開きいただきたいと思います。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費でございます。既決予定額4,466万9,000円、こちらに補正予定額50万円を追加し、合計で4,516万9,000円とするものでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額3,784万9,000円を3,878万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、内容について説明をさせていただきます。

紙のほうでは資料の事項別明細書にて説明を行いたいと思いますので、19ページをタブレットは22ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては2点ございます。

まず、1点目です。

本年8月25日の午後に発達した積乱雲により、14時30分頃、三輪中央浄化センターの汚泥棟、管理棟が落雷を受け、汚泥棟にあります汚泥貯留槽に設置した水位計の制御装置、それと同じく汚泥棟にあります屋外LED照明本体、それと、場内にあります屋外水銀棟のブレイカー、こちらのほうが被災をしております。この落雷により、施設運転に大きな問題はございませんけれども、被災した機器の取り替えが必要となっております。昨年は上高場浄化センター、こちらのほうが被災をしましたが、そのときと同様に、今回におきましても加入をしております保険にて対応をしたいというふうに考えております。

保険金の受け入れにつきましては一般会計となっておりますので保険金額を繰り出し、こちらのほうをしていただきまして、下水道会計のほうで他会計補助金として受け入れ、取替工事を行おうというふうに考えております。

今回、被災箇所全てを申請し、補正額として計上をしておりますけれども、今現状といたしまして保険の対象額はまだ未定ということになっておりますので、全て保険の対象とならない場合には保険金と単独費ということで対応することとなるかというふうに考えております。

19ページ、タブレット22ページ、こちらのほうのまず収入でございます。

1款2項2目他会計補助金、1節の他会計補助金でございます93万2,000円、こちらのほうを増額補正ということで。

	<p>次に、支出でございますけれども、紙で21ページ、タブレットは24ページをお開きください。</p> <p>こちらのほう支出になりますけれども、1款1項2目処理場費の16節修繕費より支出を考えております。</p> <p>続きまして、24ページ、タブレットは27ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>こちらのほう資本的収入及び支出になっております。</p> <p>次に、2点目でございますけれども、本年度の人事異動に伴うもので、人件費の補正ということになっております。</p> <p>まず、収入でございます。</p> <p>1款2項出資金、1目他会計出資金、1節の他会計出資金でございますけれども、こちらのほうを50万円増額補正するものでございます。</p> <p>25ページをお開きいただきたいと思っております。タブレットは28ページになります。</p> <p>支出でございます。</p> <p>1款1項1目施設整備費、2節給料を20万円、3節手当を22万円、5節法定福利費を5万円、7節退職負担金を3万円増額し、合計で収入と同額の50万円を補正するものでございます。</p> <p>なお、紙で10ページから12ページ、タブレットでは13ページから15ページ、こちらのほうに給与費明細書を記載しておりますので、ご参照いただきたいというふうに考えてもおります。</p> <p>以上で下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
日程第19	
議長	<p>日程第19 請願第3号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、議会提出議案書等1ページの請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので報告をいたします。</p>
散会	
議長	<p>以上で本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(11:49)